

指導資料



鹿児島県総合教育センター
平成27年10月発行

生徒指導 第67号

対象
校種

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

特別支援学校

規範意識を内面化させる指導の工夫 －いじめを行った児童生徒への対応－

いじめに関する規範意識を内面化させるためには、加害者への指導のステップがあり、留意すべき点がある。本稿では、いじめの事例について、留意点を踏まえ、具体的な指導例を示した。実際のいじめを行った児童生徒への指導場面の際に活用してください。

1 規範意識を内面化させるために

いじめ対応の場面で、教師が十分な指導のないまま、加害者と被害者を直接会わせて形式的な謝罪の場を設けたり、安易に話し合いの場を設けたりすることで、結果的にいじめがエスカレートしたり、陰湿化、潜在化したりすることがある。その要因の一つとして、加害者の規範意識が内面化されていないことがある。

いじめを行った児童生徒（加害者）が、「いじめは人として許されない行為である」と捉え、「いじめたことを反省し、被害者の心の痛みに気づき、謝罪の気持ちを持ち、いじめを止め、いじめを繰り返さない」指導を行うことが大切である。

このように、いじめに関する規範意識が内面化するには、被害者の視点に立ち、被害者の感情や考えに共感しようとする力が関係する。つまり、「相手はこんな

ことをされたら嫌だと感じるかもしれない」と想像することで、自分がされて嫌なことは、相手も嫌な気持ちになるという被害者の心情に共感できる力が必要となる。このことは、自分本位の考え方ではなく、他者と交流することで得られる「自分が何かをすることで、他者から感謝されて嬉しかった」、「自分は誰かの役に立っている」という自己有用感を育むことが基盤となる。そのためには、児童生徒が学校生活の中で、明確な役割を担うなど、他者の視点に立って考え、行動し、成就感や達成感を味わう体験を積むことが大切になる。

そのような取組を踏まえつつ、実際に教師がいじめを認知した場合には、加害者の規範意識を内面化させる指導を注意深く、粘り強く行っていくことが重要である。本稿では、事例を挙げて指導のポイントについて述べる。

2 いじめを行った生徒への指導例

〔事例〕 中学2年のAは、同級生の部活動仲間（B、C、D）から、足を蹴られるという事案が発生した。担任は、被害者Aの気持ちやその時の状況を確認後、管理職への報告を行い、Aの保護者への連絡、Bへの事実確認を含め、指導を行うことにした。なお、同時進行で、C、Dにも指導を行うことにした。

いじめた生徒（加害者）への指導のステップを表に示す。この指導のステップは、規範意識を内面化させる過程で必要となってくる指導事項を示したものである。

表 加害者への指導のステップ

- | |
|------------------------|
| (1) 事実の確認 |
| (2) 加害者の心理的背景の理解 |
| (3) 被害者の心情を理解させる指導 |
| (4) 非は非として向き合わせる指導〔正対〕 |
| (5) どうすればよかったのかを考える指導 |
| (6) 好ましい人間関係づくりにつなげる指導 |

以下、(1)～(6)の指導のステップについて具体的に述べる。

(1) 事実の確認

ア 落ち着いた状態で話が聴けるようにする働き掛け

いきなりBに対して「あなたは、Aを蹴ったんでしょう。」と問い掛けたらどのような展開になるであろうか。実際に、それが事実だとしても、本人の言い分もあるため、少しでも事実と異なる部分があると、「先生は自分だけが悪いと決めつけている」と受け取り、その後の指導が困難になることが予想される。

そのため、まずは、Bが落ち着いて話が聴けるようにすることが肝要であ

る（図1参照）。

T：教師 B：生徒B

落ち着いた状態で話が聴けるようにする場面

T：今日は、あなたと話がしたくて来てもらったんだ。
B：はい……。何でしょうか？
T：同じ部活動のAのことについてなんだけど。
B：はい……。
T：Aは、最近、嫌なことがあったみたいで、そのためにずいぶんと心を痛めているようなんだ。
B：はあ……。
T：あなたは、それに関して知っていることがあるかな？
B：まあ、……少しなら、あります。

図1 落ち着いた状態で話が聴けるようにする場面

イ 把握すべき事実の確認（例）

被害者から聞き取ったことを基に、加害者の行為に焦点を絞りながら確認していく（図2参照）。加害者が複数の場合には、矛盾点について、再度、聞き取り、確認をする。なお、いじめの事実を確認する際には、「いじめ」という言葉を使用せずに、どのような行為があったか具体的な事実を確認していく。

把握すべき事実の確認（例）

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ …【加害者、被害者】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ …【時間と場所の確認】
- ◆ どのような内容のいじめなのか？ ……【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ ……【背景や要因】
- ◆ いつ頃からどのくらい続いているのか？ …【期間】

図2 把握すべき事実の確認（例）

いじめの対応は、迅速に行うことが重要であるが、事実の確認の仕方については、丁寧に加害者と被害者との受け取り方のズレ等を聞き取っていくことが必要である。

ウ すり替えやごまかしを認めない指導

加害者は、時に、問題のすり替えやごまかしを行う場合があるが、慎重にいじめの事実確認を行っていくことが大切である（図3参照）。

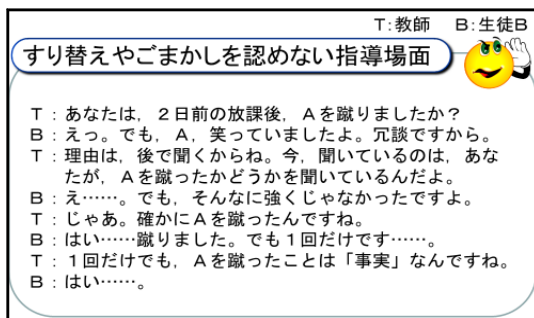


図3 すり替えやごまかしを認めない指導場面

(2) 加害者の心理的背景の理解

いじめの事実を認めた後は、加害者がいじめを行った心理的背景を理解した指導が必要である。

加害者は、自分の行為を正当化して、蹴ったのは、Aにも非があるからだと考えている場合がある。まずは、加害者なりの言い分を十分に聴き、その心理的背景を理解しながら進めることが大切である。傾聴した対応をすることで加害者は、「先生によく話を聴いてもらえた。だからもっと先生の話聞いてみよう。」と問題の解決に対して真摯に取り組むことにつながる（図4参照）。

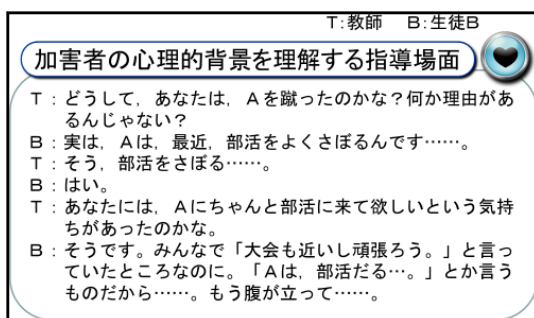


図4 加害者の心理的背景を理解する指導場面

(3) 被害者の心情を理解させる指導

ここでは、自分の行為が、相手をどれだけ傷付け、苦しめているかを理解させることが重要である。「Aは、蹴られ

た時、どんな気持ちだっただろうか」、
 「もし、自分が部活仲間から同じようにされたら、どんな気持ちになるだろうか」などを質問しながら具体的に聴き出し、相手の心情を想像させたり、辛くて苦しい気持ちを共感させたりする。理解を促すために、図を描いて状況を説明させて、考えさせたりする（図5参照）。

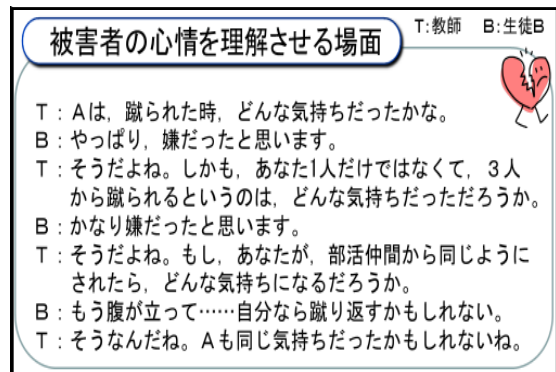


図5 被害者の心情を理解させる場面

(4) 非は非として向き合わせる指導

いかなる理由があれ、「蹴る」という行為で解決を図ることは、「人として許されない行為である」ことを理解させる（正対：非は非として向き合わせる）が大切である。また、いじめの態様においては、刑罰法規（暴行、傷害、強要、恐喝等）に抵触する恐れがあることも理解させる。その上で、これからどうすべきかを考えさせ、相手への謝罪が必要であることを理解させていく（図6参照）。

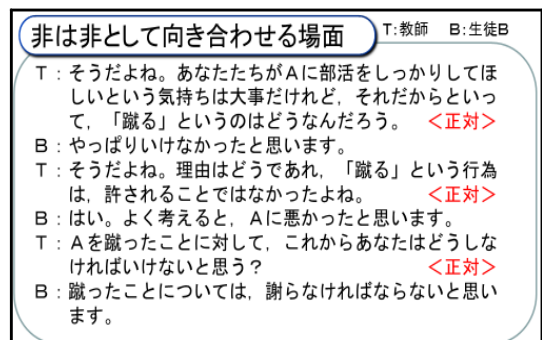


図6 非は非として向き合わせる場面

(5) どうすればよかったのかを考えさせる指導

ア 適切な対処法を考えさせる指導

感情的になった時に、別な行動（蹴る以外の適切な方法）には、何があるのかを考えさせる。本当はどうすればよかったのかを考えさせて、適切な対処法に気付かせる（図7参照）。

適切な対処法を考える場面 T:教師 B:生徒B

T:あなたは、Aの言葉に腹が立って、蹴ってしまったと話してくれたけど、その時、本当は、どうすればよかったかな。

B:やっぱり、蹴らずに「それは、ちがうじゃないか。」「先輩達も最後の大会だから、一緒に頑張ろうよ。」とか言えばよかったと思います。

T:そうだよね。

図7 適切な対処法を考える場面

イ 行動の選択を考えさせる指導

「蹴る」行為を選択した場合と「蹴らない」行為を選択した場合とでは、今後の生活にどのような違いが起きてくるのかを考えさせる。不適切な行為を選択した場合には、結果的に、自分の生活にマイナスな影響を及ぼすことに気付かせる（図8参照）。そのことが、同様のケースが起きた際に、どう行動すればよいかを判断し、適切な行動を選択できる機会となっていく。

行為の選択について考える場面 T:教師 B:生徒B

T:これから先、感情的になった時に、「蹴った」場合と「蹴らなかった」場合とでは、あなたの生活はどのように変わってくると思いますか。

B:蹴った場合は、友達をなくしてしまったり、相手からも恨みを買うようになってしまったりする生活になると思います。でも、蹴らなかつたら、友達のままで楽しくやれると思います。

T:そうだね。蹴った場合には、マイナス（損すること）の方が随分と大きそうだね。

図8 行為の選択について考える場面

(6) 好ましい人間関係づくりにつなげる指導

「罪を憎んで人を憎まず」の言葉通り、

加害者の行為について指導した後は、本来もっている本人のよさを認め、励ますことが大切となる（図9参照）。

好ましい人間関係づくりにつなげる場面 T:教師 B:生徒B

T:あなたは、普段から部活動や、やらないといけないことを一生懸命やっていて、先生はすごいなと感じていたんだ。だからこそ、改めるべきところは、謝って、前のようにAと一緒に部活動をやれるといいなと思っているんだよ。

B:はい。まずは、AにC、Dと一緒にきちんと謝りたいです。そして、部活動をまたやれるように話をしたいと思います。

図9 好ましい人間関係づくりにつなげる場面

加害者が謝罪する場面では、教師は必ず立ち会うことが重要であり、事前に被害者にその旨を伝えておくことも必要である（図10参照）。また、加害者の保護者にも直接会い、どのような事実があり、どのように指導したかを丁寧に伝える必要がある。問題の解決には保護者の協力が不可欠であり、問題を繰り返さないためにも、共に考えていく姿勢を伝えたい。

直接、謝る場面 T:教師 A:生徒A B:生徒B, C, D

T:今日は、B、C、Dから、Aに伝えたいことがあるということで、Aに来てもらいました。

B:この前、蹴ってしまっで、本当にごめん。部活動のやり方に腹が立っても、蹴って解決することではなかったと反省している。許してくれないだろうか。

A:分かった。もう絶対、しないですよ。

B:うん。悪かった。また、これから、前のように一緒に部活動をやろうな。

A:うん。

図10 直接、謝る場面

以上のように、いじめを行った児童生徒の規範意識を内面化させるためには、加害者の「指導のステップ」を踏まえ、ポイントを押さえた丁寧な粘り強い指導が重要となる。

－参考文献－

- 京都府教育委員会『いじめ問題の解決のために－教職員用ハンドブック－』2012
- 滝充著『規範意識の形成と教師の指導力』2005 教科教育研究所編『CS研レポート』V01.55（教育相談課）